

農地の売買・貸借・転用に関する

農業者の皆さんが所有する農地を移動する場合、
農業委員会の許可を受けなければなりません。
自分の農地だからといって許可を受けずに売買、
転用することはできませんのでご注意ください。
ここでは、よくある質問を例にあげてみました。

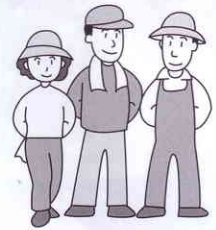
Q&A

Q1 農地を売買したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A

耕作を目的に農地を売買、賃貸借する場合、**農地法第3条による許可申請**が必要です。

農地を譲り渡す方、譲り受ける方の双方は、地域局産業建設課で申請していただきます。ただし、農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含めて50アール以上ないと許可されません。



Q2

農地を貸し借りしていましたが、都合により解約することになりました。どのような手続きが必要ですか？



A

農業委員会を通して貸借契約している農地を解約する場合、**合意解約書の届出**が必要となります。賃貸している方、賃借している方の双方は、地域局産業建設課で届出していただきます。

なお解約できる条件は、**お互いの合意**が必要です。

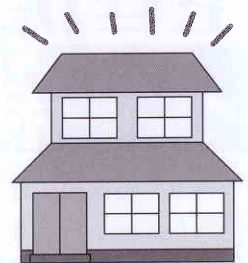
Q3

自分の農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか？また、他人の農地の場合はどうなりますか？

A

それぞれ転用行為として農地法による手続きが必要で、申請者は地域局産業建設課で申請していただきます。

なお、申請地が**横手市農業振興地域整備計画の農用地区域**の場合は、農振法による農用地区域除外の手続きが必要となります。詳しくは地域局産業建設課へご確認ください。



Q4

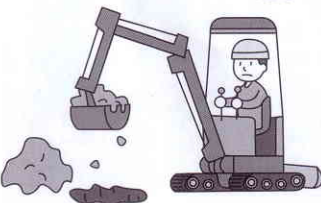
許可を受けずに転用したらどうなりますか？

A

無断転用すると厳しい罰則があります。

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用計画どおりに転用していない場合には、工事の中止や原状回復が生じます。無断転用した場合は、懲役3年または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金という罰則の適用もあります。

農地は、無断で一度転用されてしまうと簡単には農地に戻せなくなってしまい、たとえ使用した業者がいたとしても農地所有者としての責務があり、多額の費用を負担して原状に回復しなくてはならない場合があります。



農業者年金に加入して、 老後に備えましょう。



加入要件は

- ①年齢要件……60歳未満
- ②国民年金の要件……国民年金第1号被保険者
- ③農業上の要件……年間60日以上農業に従事

上記3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。

農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者でも加入できます。

POINT 1

保険料の国庫補助

特定の要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の国庫補助が受けられます。

POINT 2

税制上の優遇措置

- ①支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ②受けとる年金は公的年金等控除が適用
- ③運用益も非課税

POINT 3

80歳まで保証

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも「死亡一時金」をお支払できます。

お問い合わせは農業委員会、JAにおたずねください。

全国農業新聞



- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月 600円
- 申込 農業委員会事務局または地域局産業建設課まで!!

農政の動きをキャッチ!

全国農業新聞を読んでみませんか!!

- ① まとめて読める! 週刊紙
- ② 分かりやすい農業・農政の解説
- ③ くらしと地域に活力を

編集後記

先日、あるテレビ番組で「稲作農家の時給〇十円、さらに、農家を国家公務員にすれば…」と耳にした。無神経・無責任な話にとっても腹立たしい思いをした。

七月の国政選挙では、与党が負け今後の農政がどうなるのか不透明な中で、まもなく収穫の秋となるが、稲の戸別所得補償制度の導入に伴う今年の米価も気になる。将来的に担い手が生活できる農業の方向性を、与野党問わず、今一度しっかりと議論して頂くことを心より願い、世界一安全・安心な農作物を作っている誇りをもって、しばし農政を注視したい。

さて、今年の夏は連日暑い日が続ぎ、例年になく各地で熱中症に関する報道がされている。私たちも水分補給に注意し、体調管理したいものだ。

情報策定委員

大森地区 田口 元